

鳥取県和服裁縫業最低工賃

平成 24 年 5 月 21 日発効

委託者は、家内労働法第 14 条により、定められた最低工賃以上の金額を支払わなければなりません。

1 適用する家内労働者及び委託者の範囲

鳥取県内で、和服裁縫業に係る手縫いによる仕立ての業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

仕立ての業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1 枚(帯にあっては 1 本)につき、右欄に掲げる金額。

品目	規格		金額
	生地	仕立て方	
振りそで	絹	あわせ	24,500 円 (23,800 円から)
留めそで	絹	あわせ(比翼・グシ付き)	27,700 円 (26,800 円から)
訪問着	絹	あわせ	20,000 円 (19,500 円から)
付け下げ	絹	あわせ	17,000 円
長 着	絹	あわせ	15,200 円
	ウール	ひとえ	7,200 円
羽 織	絹	あわせ	11,000 円
7分コート 又は雨コート	絹	あわせ又はひとえ	14,000 円
長じゅばん	絹	無双ひとえ	8,700 円
	合成繊維	無双ひとえ	7,000 円
名古屋帯	絹	8 寸まつり	4,000 円
		9 寸しん入り	4,900 円
袋 帯	絹	しん入り	4,600 円
ゆかた	綿	ひとえ	6,300 円

(赤字：今回改正されました。また、羽織の「ウール ひとえ」がなくなりました。)

鳥取労働局のホームページに、「家内労働対策の概要」等を掲載していますので、参考にしてください。

(http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/oshirase/001.html)

最低工賃に関する詳細は、次のところへお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部賃金室 電話(0857)29-1705
鳥取労働基準監督署 電話(0857)24-3211
米子労働基準監督署 電話(0859)34-2231
倉吉労働基準監督署 電話(0858)22-6274